

一般社団法人	任意団体	備考
<p>日本デザイン学会名誉会員に関する細則</p> <p>平成 28 年●月●日制定</p> <p>第 1 条 日本デザイン学会会員<u>規程</u>第 5 条「名誉会員は、本学会の発展に対し著しい功労のあった者」の認定は、次の項目のいずれかを満たすものとする。</p> <p>1) 本学会における優れた研究発表者。優れた原著論文・研究発表など。</p> <p>2) 学会の運営面で特別功績のあった者。<u>理事</u>、<u>監事</u>などで重要な役割を果たした者。</p> <p>3) その他、本学会に対して顕著な功労のあった者。</p> <p>第 2 条 名誉会員は、原則として 65 歳に達した会員を対象とし、年度当初に理事会において審議するものとする。</p> <p>第 3 条 役員任期の途中で名誉会員に推された場合は、予定の任期が終わるまでその約務を継続する。</p> <p>第 4 条 名誉会員の特典</p> <p>1) 会費・大会参加費等の免除。</p> <p>2) 上記のほかは、大会参加・発表・印刷物送付その他、一般会員と同等の権利を有する。ただし、日本デザイン学会役員等選挙<u>規程</u>により、名誉会員は役員等<u>候補者</u>の選挙権・被選挙権を有さないものとする。</p>	<p>日本デザイン学会名誉会員に関する細則</p> <p>昭和 61 年 4 月 13 日制定</p> <p>第 1 条 日本デザイン学会会員<u>資格基準細則</u>第 5 条「名誉会員は、本学会の発展に対し著しい功労のあった者」の認定は、次の項目のいずれかを満たすものとする。</p> <p>1) 本学会における優れた研究発表者。優れた原著論文・研究発表など。</p> <p>2) 学会の運営面で特別功績のあった者。<u>会長</u>、<u>副会長</u>、<u>理事</u>、<u>監査</u>などで重要な役割を果たした者。</p> <p>3) その他、本学会に対して顕著な功労のあった者。</p> <p>第 2 条 名誉会員は、原則として 65 歳に達した会員を対象とし、年度当初に理事会において審議するものとする。</p> <p>第 3 条 役員任期の途中で名誉会員に推された場合は、予定の任期が終わるまでその約務を継続する。</p> <p>第 4 条 名誉会員の特典</p> <p>1) 会費・大会参加費等の免除。</p> <p>2) 上記のほかは、大会参加・発表・印刷物送付その他、一般会員と同等の権利を有する。ただし、日本デザイン学会役員選挙<u>規定</u>により、名誉会員は役員の選挙権・被選挙権を有さないものとする。</p>	<p>一般社団法人設立後の理事会において制定</p>

一般社団法人	任意団体	備考
付則 第1条 この細則は、 <u>平成29年4月1日</u> から施行する。	付則 第1条 この細則は、 <u>昭和61年4月1日</u> から施行する。	